

## 議案第95号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 施設

名称 関宮地区集会所  
所在 養父市関宮618番地1  
構造 鉄骨造鉄板葺2階建  
延床面積 349.25平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



関宮区

区長 宮岡 秀司

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

## 議案第96号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 施設

名称 関宮栄町地区集会所  
所在 養父市関宮366番地2  
構造 木造瓦葺平屋建  
延床面積 162.32平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



関宮区

区長 宮岡 秀司

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

## 議案第97号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 施設

名称 関宮上本町地区集会所  
所在 養父市関宮772番地  
構造 木造瓦葺2階建  
延床面積 159.82平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



関宮区

区長 宮岡 秀司

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

## 議案第98号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 施設

名称 関宮片岡地区集会所  
所在 養父市関宮38番地3  
構造 木造瓦葺2階建  
延床面積 135.30平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



関宮区

区長 宮岡 秀司

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

## 議案第99号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 施設

名称 関宮本町地区集会所  
所在 養父市関宮611番地5  
構造 木造瓦葺2階建  
延床面積 123.55平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



関宮区

区長 宮岡 秀司

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

## 議案第100号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### (1) 施設

名称 上小田多目的集会施設  
所在 養父市八鹿町上小田538番地1  
構造 鉄骨造2階建  
延床面積 254.90平方メートル

##### (2) 土地

所在 養父市八鹿町上小田538番1 外1筆  
地目 宅地、田  
面積 399.30平方メートル

#### 2 譲渡の相手方



上小田区  
区長 高岡 好和

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

